

「(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、Loop リニューアブルエナジー合同会社が、北海道天塩郡豊富町において、総出力最大 30,000kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の対象事業実施区域の周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているチュウヒの営巣及び繁殖が確認されており、また、同区域及びその周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

このため、本事業の実施に当たっては、希少猛禽類等への重大な影響を回避又は極力低減するための措置を講じる必要がある。

加えて、本事業が計画されている北海道道北地域には、利尻礼文サロベツ国立公園、ラムサール条約湿地であるサロベツ原野、国指定鳥獣保護区及び北海道指定鳥獣保護区等の保護地域等が集中し、さらに、種の保存法に基づく国内希少種等の絶滅のおそれのある動植物種が多数生息・生育していることから、自然環境保全上、極めて重要な地域であることを認識し、事業を行うことが重要である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全上、極めて重要であり、その地域特性を踏まえると、自然環境に対する影響を可能な限り回避又は極力低減する必要がある。特に、チュウヒ及びオジロワシ等の希少猛禽類への影響が強く懸念されることから、風力発電設備の基数の削減及び配置の再検討等により、事業規模の大幅な縮小を含めた抜本的な見直しを行う必要がある。

また、事業を行う場合には、事後調査等について以下の措置を適切に講ずること。

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と確実に情報を共有し、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

(5) 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

本事業の工事計画においては、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により、比較的大きな改変を行う計画となっていることから、ヤード及び道路等の設計や工法に関して更なる検討を行うことや、土地改変を可能な限り減らすとともに切土量及び盛土量を可能な限り少量化することにより、土砂の崩落又は流出による水環境、植物及び生態系等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

本事業の実施に伴うチュウヒ及びオジロワシ等の希少猛禽類等への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺においてチュウヒの営巣及び繁殖が確認されていること及び同区域においてチュウヒの探餌行動が確認されていることから、本事業の実施に伴うチュウヒの営巣及び繁殖への影響、風力発電設備への衝突や移動の阻害等の影響を回避又は極力低減するため、営巣地から距離が近い2基の風力発電設備については設置の取りやめ又は配置の大幅な変更を行うとともに、ヤードについては配置の大幅な変更を行うこと。また、その他の風力発電設備については、評価書の作成までに、行動圏の内部構造の解析等を実施した上で、専門家等からの助言を踏まえ、営巣中心域及び営巣中心域と採食地との主要な飛行ルート上の風力発電設備の設置を回避する等、風力発電設備の配置等を再検討すること。

さらに、本事業の工事を実施する際に、営巣が確認される等、チュウヒの繁殖に対する重大な影響が懸念される場合には、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期の工事回避等の環境保全措置を適切に実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、オジロワシの飛翔が高い頻度で確認されている。このため、本事業の実施に伴うオジロワシの風力発電設備への衝突や移動の阻害等の影響を回避又は極力低減する観点から、飛翔頻度が特に高い1号機及び8号機の風力発電設備については、設置の取りやめ又は配置の大幅な変更を行うこと。

ウ St. 5 調査地点における冬季の猛禽類調査の調査日数が少ないことから、3号機、7号機及び8号機の風力発電設備設置予定箇所及びその周辺におけるオジロワシ及びオオワシ等の希少猛禽類の飛翔を十分に確認できていないと考えられる。このため、St. 5 調査地点における冬季の追加調査を実施し、専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備の配置等を再検討すること。

エ バードストライクの発生を低減するため、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。

オ 本事業の鳥類に関する環境保全措置、事後調査及び事後調査結果を踏まえた追加的な環境保全措置については、周辺の他の事業者が設置する協議会の有益な知見を参考にしつつ、専門家等からの助言を踏まえて実施すること。

カ 鳥類のブレード、タワー等への接近又は衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突や移動の阻害等、希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

キ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。